

FRONTIER FOODS TECHNICAL LABORATORY.

Head Office: #108 Fujimi 5-4-11 Tsurugashima-shi
SAITAMA JAPAN 350-2201
Ph: 81-49-287-3966
Fax: 81-49-287-3966
Labo:+81-50-3551-8896
Mob: 81-90-1840-8361
E-mail: frontier-foods@nifty.com

CONTRACTS : 基本形

設定 (改定) 2010年12月5日

I. A : 特定指定業務及び商品開発コンサルタント契約(現地滞在型)

1. 開発受諾商品1品種(依頼物件1点)に関し基本契約期間は3ヶ月間とし、専属作業・開発期間中は基本労働日数を22日/月とし、月額基本契約金をUSD10000とし、毎月前金にて支払うこととする。ただし基本契約期間分(3ヶ月分=USD30000)を全額前金にて支払う場合に限り、払い戻しサイト20日以内の小切手による支払いでも可能とする。
2. 基本労働時間は実働8時間/日とし、超過勤務手当てはUSD100/時間・休日勤務手当てはUSD1000/日とし、基本契約期間を休日出勤手当てで充当して延長可能な期間は最長で10日間とし、それを超えて延長した場合は、自動的に次の基本契約期間を更新したこととみなし、前契約期間の終了日から10日の延長期間を加算した翌日から再度3ヶ月の契約期間が始まるものとする。このときの契約金の支払方法等に関しては、新規契約時と同様とする。また契約期間を残して、契約内容が完結した場合でも基本契約期間分の支払いを必要とするが、作業時間の拘束力は消滅するものとする。
3. 現地滞在中の経費は契約金とは別に、別途に協議することとし、現地で十分な生活環境を維持できる程度の現金にて支給すること。ただし現地における現物支給も可。経費に含まれるものは滞在中の宿泊費・飲食光熱費・移動交通費・通信連絡費などとする。
4. 試作等の作業に必要な原材料及び高額ではない(双方で合意できるもの)必要な設備の購入費用等に関しては全額を支給。この中には必要な作業着や各メンテナンスなども含まれる。
5. 契約期間または契約内容を実行するために必要とする交通費等の必要経費は全額支給する。ただし双方が合意できる内容であること。また契約内容以外の経費はこの限りではない。ただし1契約期間単位のほぼ中間において、1回に限り本社事務所まで往復を行う必要があるため、その交通経費は全額負担するものとする。
6. 基本的に開発商品等の所有権等は契約発注者に帰属するものとするが、販売利益の分配やパテント制の商品登録など、基本契約料金を圧縮する変則的な契約方法も可能である。しかし、成功報酬型の商品開発依頼は特殊な場合を除き、基本的に受注しないものとするため、契約内容等の変更対象外とする。
7. 当該契約は新規商品の開発支援及び特殊業務支援を意味し、その新商品や業務の開発・遂行に必要な技術の指導や、原料・機器等の選定に関する指導も含め、最終的には企業内における指導全般を包括するものである。ただし当該新商品や業務における特殊な管理技術等に関しての指導を行うが、一般的な品質等の管理指導は含まれていない。これら販売支援等の付帯的事項は全て別契約となる。その他必要事項は、基本的に契約締結時に決定することとするが、必要に応じて契約期間中に双方協議の上一部変更や追加を行えるものとする。

I. B : 特定指定業務及び商品開発コンサルタント契約(非滞在型)

1. 開発受諾商品1品種(依頼物件1点)に関し基本契約期間は3ヶ月間とし、依頼された商品・業務は基本契約期間中に開発・業務を完了することとする。基本依頼契約金は1商品1品種1業務毎にUSD1000とし、商品開発依頼時に全額前金にて支払うこととする。
2. 当該契約は希望する商品サンプル又は業務の受け渡しを持って完了とする。ただし依頼要求が満たされない内容である場合は、基本契約期間内を限度に、開発サンプルや業務内容の手直し等を無償で行うものとするが、基本契約期間を超えた場合は、再度契約内容等を含め、新規に契約を行うことを基本とする。その他必要事項は、契約締結時に決定することとする。
3. 当該契約は商品サンプルや業務の授受を持って完了とし、それ以降の生産支援や原料調査・品質管理・販売支援等は全て別途の契約となる。基本契約期間に余剰が有っても、サンプル等の提出後の再試作や再提出の必要性が無い場合は契約完了とする。また開発及び作業期間中に必要と認める経費は、その実費を全額依頼者が負担するものとする。

II. A : 企業コンサルタント契約(現地滞在型)

1. 基本契約期間は1年間であり、その基本労働日数は100日/年の場合は、基本契約金はUSD50000とする。また基本労働日数200日/年の場合の基本契約金はUSD100000とする。支払方法は基本的に全額前金で支払うものとするが、実働10日分単位の分割での前金入金も可能とする。この場合の労働条件等はその支払い状況に応じたものとなるため、作業の進行速度に影響を及ぼす場合もある。企業専属技術コンサルタントであり、その業務の内容は特に断りがない限り、契約企業で作業の出来る範疇のものすべてについて、わけ隔てなく業務を受託する。またそれを契約内容として実行するものとする。ただし別途費用や経費がかかるものや特定の権益に抵触する場合は、その都度協議するものとする。
2. 基本労働時間は実働8時間/日とし、超過勤務手当てはUSD100/時間・休日勤務手当てはUSD1000/日とし、基本契約期間を休日出勤手当てを充当して延長可能な期間は最長で10日間とし、それを超えて延長した場合は、自動的に上位の基本契約(基本労働日数200日/年)に変更または、契約の更改をしたこととみなし、前基本契約日数期間の終了日から10日の延長期間を減算した翌日から再度90日分を追加(または190日)する。基本契約期間は当初締結した期間が連続採用され、契約終了日は延長期間等にも影響されることはないものとする。このときの契約金等の支払方法等に関しては、新規契約時と同様とするが、最終時の延長期間料金は速やかに支払わなければならないものとする。
3. 現地滞在中の経費は契約金とは別に、別途協議の上十分な生活環境を維持できる程度のもを相応の現金等にて支給することとする。ただし現地による現物支給も可。経費に含まれるものは滞在中の宿泊費・飲食光熱費・移動交通費・通信連絡費などである。
4. 試作等の作業に必要な原材料及び双方で合意できる必要な設備の購入費用等に関しては全額を支給すること。この中には必要な作業着貸与や各種メンテナンスなども含まれる。
5. 契約期間または契約内容を実行するために必要とする経費は全額支給する。ただし双方が合意できる内容であること。なお契約を執り行うにあたり、弊社本体の維持管理等に関し現地との往復の必要であるため、実働30日間毎に本社事務所との往復を行う必要があるため、その交通経費等を負担すること。ただし契約内容に関連しない他の経費この限りではない。
6. 基本的に開発商品及び業務内容の著作権は契約発注者に帰属するものとするが、販売利益の分配やパテント制など、基本契約料金を圧縮する変則的な契約方法も可能とする。しかし、成功報酬型の商品開発依頼は特殊な場合を除き、基本的に受注しないものとするため、契約内容等の変更対象外とする。
7. その他必要事項は、基本的に契約書締結時に決定することとするが、必要に応じて契約期間中に双方協議の上変更や追加を行えるものとする。

II. B : 企業コンサルタント契約(非滞在型)

1. 基本契約期間は1年間であり、基本的には現地での作業は行わない。主に文書による支援を中心とし、基本契約金はUSD24000とし、全額を前金にて払い込むこととする。ただし月締め単位の分割での前金入金も可能とする。現地での作業等が必要な場合には、上記契約金以外に、日当としてUSD500/日を支給することとする。この場合移動時間も拘束されるため、日当の支払い対象となる。また1日の基本労働時間は8時間を基本とし、超過する場合には別途協議の上相応の時間給(基本はUSD100/時間)を支払うこととする。企業技術コンサルタントであり、その業務の内容は特に断りがない限り、契約企業で作業の出来る範疇のものすべてについて、わけ隔てなく業務を受託する。またそれを契約内容として実行するものとする。ただし別途費用や経費がかかるものや特定の権益に抵触する場合は、そのつど協議するものとする。
2. 現地滞在中及び契約履行中の、全ての経費は契約金とは別に、別途協議の上十分な生活環境を維持できる程度のもを相応の現金にて支給することとする。ただし現地による現物支給も可。経費に含まれるものは契約履行に必要な物品などの他、滞在場所と作業場所までの全交通費及び、滞在中の宿泊費・飲食光熱費・移動交通費・通信連絡費等である。
3. その他必要事項は、基本的に契約書を交わすときに決定することとするが、必要に応じて契約期間中に双方協議の上変更や追加を行えるものとする。ただし基本契約内容の変更等に関しては、新規契約の締結においてのみ可能であることとする。

III. 短期集中型スポット契約(アウトソーシングや技術指導・講演会など)

1. 基本契約金は日割り計算でUSD500/日とし、実働8時間を基本とするが、勤務時間の延長方法等についてはその都度協議を行うこととする。またこの日割り計算の基本は「作業員の拘束料金」という概念であるため、移動日や待機日も基本的には支払いの対象となる。
2. 現地滞在中の経費は全額実費にて支給。現地による現物支給も可。経費に含まれるものは滞在地までの往復の交通費全額と、滞在中の宿泊費・飲食費・移動交通費・通信連絡費など。
3. 試作等の作業に必要な原材料及び、双方で合意できる必要な設備の購入費用等に関しては全額を支給。この中には必要な作業着の貸与や各種メンテナンスなども含まれる。
4. 契約期間中に契約内容を実行するために必要とする、その他の交通費等の諸経費は全額支給する。ただし双方が合意できる内容であること。
5. 業務内容は弊社が作業できるものすべてを包括する。ただし別途費用がかかるものまたは特定の権益に抵触するものは、別途協議する。また依頼先の都合やその他弊社以外の都合による内容や期間の変更や中止は、基本的に受け入れられない。この場合交わした契約どおりの契約金の支払いを行うものとするが、その名目は違約金とする。
6. 作業日数等の内容は契約締結時にすべてを決定し、以降の変更は基本的に行わない。また契約金の支払いは契約締結後、定められた日程に従い事前に全額を支払うこととする。
7. その他必要事項は、基本的に契約書締結時に決定することとする。

IV. 成功報酬型契約(許認可申請やトラブルシューティングなど)

1. 契約締結時に契約内容を確定する。ただし業務を遂行し契約完了を宣言した後、その業務内容は宣言から1ヶ月を上限として審議期間を設定するが、それを超えて契約金の支払いを滞らせることは出来ない。なお上記審議結果として契約の完了を未承認とされた場合は、双方が協議の上今後の対応を決定することとする。
2. 上記規定で解決できない場合、契約締結後業務結果に満足できず決裂することとなり、当該契約の破棄に関する規定に従い、機密保持契約のみ継続し、契約破棄及び不履行に関する違約金または精算金の授受を持って当該取引を完了とする。
3. 必要な場合の現地滞在中の経費は契約金とは別に、別途協議の上十分な生活環境を維持できる程度のものを相応の現金にて支給すること。現地による現物支給も可。経費に含まれるものは滞在中の宿泊費・飲食光熱費・移動交通費・通信連絡費等。
4. 許認可申請等の業務・作業に必要な文書・データ等双方で合意できる必要な資料・設備・文献等の購入費用等に関しては全額を支給。また各種必要経費も含まれる。
5. 契約内容を実行するに当たり必要な交通費等の経費は全額を支給する。ただし双方が合意できる内容であること。なお契約履行には期限の設定を行うが、基本契約遂行期間は6ヶ月とし、その間に契約内容を遂行できなかった場合は、自動的に当該契約は終了となり、再度更新するか否かは事前の協議によるものとする。
6. 必要経費の支払いは迅速に行うこととするが、定められた書式等が存在する場合は事前に双方で協議を行って検討することとする。また契約の完了時は、速やかに合意の上で契約完了を宣言し、契約金は契約完了合意後10日以内に満額を一括でもって支払うこととする。
7. その他必要事項は、基本的に契約書を交わすときに決定することとする。

V. 特殊契約(機密条項に関するものなど)

すべての内容は双方が協議のうえ決定される。

<共通事項>

全ての契約履行完了後または契約締結中双方が協議及び業務結果に満足できず決裂した場合も、契約に関する業務内容及びその間双方に知りえた情報等は、契約締結時に必ずあらかじめ締結する「機密保持に関する取り決め」はその効力を失わず、契約完了または契約決裂時を基準点として、その締結内容に従い法的拘束力を持ってこれが履行されることとする。

T.Kabashima

Representative
Frontier Foods Technical Laboratory